

第二章 組織

第四條 本組合は日本製鐵株式會社の従業員を以て組織す。

第五條 本組合は二百名以上の組合員を有する處に支部を設く。

第三章 機關

第六條 本組合に左の機關を設く。

大會、中央委員會、執行委員會、會計審査委員會、理事會、役員總會、正副支部長會議、相談役會。

第七條 大會は組合の最高決議機關にして、大會代議員及本部役員を以て構成し毎年一回組合長之を召集す。

但し中央委員會が必要と認めたる時及組合員總數の三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。

第八條 中央委員會は大會より大會に至る迄の常設決議機關にして中央委員及執行委員を以て構成し組合長之を召集す。

第九條 執行委員會は本組合の執行機關にして、大會及中央委員會及役員總會、理事會、正副支部長會議に對し責任を負ふものとす。

第十條 會計審査委員會は本組合の金銭出納並に財産管理に關する一切を監査し、豫算、決算を査定するものとす。

第十一條 理事會は毎月一回以上審査委員長之を召集す。

第十二條 役員總會は本組合の統制連絡機關にして組合長適宜之を召集す。

第十三條 正副支部長會議は、各支部の融和擴充機關にして組合長適宜之を召集す。

第十四條 相談役會は本組合の諮問機關にして、相談役を以て構成し組合長之を召集す。

第十五條 本組合各機關の會議は、出席者の過半数の賛同を以て決定す。

但し可否同數なる時は議長之を決す。

第四章 役員

第十七條 委員會に左の役員を置く。

組合長(一名) 副組合長(二名) 主事(一名) 會計部長(一名) 會計主任(一名) 會計審査委員長(一名) 執行委員、中央委員、相談役、正副支部長、理事、評議員、會計審査委員(若干名)

第十八條 組合長は本組合を統轄し組合一切の責に任す。

副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある時は之に代行す。

主事は組合長の指示を受け會務を處理す。

會計主任は本組合の金銭出納並に財産管理に關する一切を處理しその責に任す。

會計部長は本組合の金銭出納並に財産管理を監査し會計審査委員の責に任す。

會計審査委員は本組合の常設會計審査機關に參與し豫算決算を査定するものとす。

中央委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。

支部部長は本組合各種機關と協力し部員を統轄して所屬専門事項を處理するものとす。

支部長は支部を統轄し支部の發展を圖る。

理事は中堅として本組合の發展強化の任に當る。

評議員は理事を助け組合員の連絡に任す。

相談役は組合長の諮問に應ず。

顧問は本組合の一切の會議に参加して意見を開陳するを得。

組合長、副組合長、主事、會計主任、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。

執行委員は中央委員より互選す。

會計審査委員は各支部會計より選任す。

中央委員正副支部長理事評議員は各支部より選任す、但しその選出比率は組合費完納組合員數に應じ執行委員會に於て之を定む。

正副支部長は各支部に於て選任す。

顧問相談役は中央委員會に於て推薦す。

第二十條 本組合の役員は任期は大會より次期大會迄とす、但し再選を妨げず。

役員に缺員の生じた時は中央委員の決議を以て補充することを得。

但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會迄とす。

役員に缺員を生じたときは執行委員會の決議を以て補充することを得。

但し補缺役員の任期は選任の日より次期大會迄とす。

故なくして組合費滞納三ヶ月に及ぶもの。

第二十六條 本組合を脱會せんとするものは所屬支部長を通じ脱會理由を詳記せる脱會届を執行委員會へ提出す。

第二十七條 本組合を脱退し、又は除名されたものには本組合の財産上に對する返還の要求に應ぜざるものとす。

第二十八條 本組合の費用は組合費、寄附金、並に事業部収益を以て之に充つ。

第二十九條 組合費は組合員一名につき一ヶ月金十錢也とす。

但し一應納入の組合費は如何なる場合も返還せざるものとす。

第三十條 本組合の収入並支出の豫算、決算は大會の協議承認を要す。

第三十一條 本規約の改正は大會の三分の二以上の賛成を要す。

第三十二條 支部規則は別に定む。

第三十三條 本規約は昭和九年九月二十一日より施行するものとす。

第六章 會計

第七章 附則